

和泉議員。〔13番 和泉克彦君登壇〕

○13番（和泉克彦君）

和泉克彦でございます。

発言通告書に基づきまして、1回目の質問をいたします。

1、安全保障問題の地域住民や企業への影響について。

11月18日、北朝鮮が、朝鮮半島西岸付近から1発の大陸間弾道ミサイル（ICBM）を東方向に発射しました。このミサイルは、日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下しました。また、11月3日には、新潟県、山形県、宮城県にJアラートが発出され、市内においても緊張感が走りました。北朝鮮は、今年に入ってから、かつてない高い頻度でのミサイル発射を繰り返して、朝鮮半島、そして、その地域周辺の緊張を著しく高めています。日本国民の安全安心を脅かすゆゆしき事態であり、政府は、これまでも再三の抗議をしてきましたが、その声がなかなか届いていないとも捉えることができます。以下、伺います。

(1) 北朝鮮の核ミサイル発射に対する糸魚川市国民保護計画の在り方について。

- ① 当市における国民保護計画において、北朝鮮の核ミサイルが当市またはその周辺に影響を与えることを想定しているのか、伺います。
- ② 当市における国民保護計画において、Jアラートが発出された際の住民の避難場所等は十分に検討されているのか、伺います。
- ③ 当市における国民保護計画において、北朝鮮の核ミサイルが、万が一、首都圏地域に着弾し、首都機能が麻痺することにより、当市及び近隣自治体に及ぶ影響を想定しているのか、伺います。

(2) 台湾有事における地域住民や企業への影響について。

- ① 当市においても台湾との関係を持つ住民がいると想定されます。その住民に対し、台湾有事に関する情報提供などを行うべきと思われますが、いかがでしょうか。
- ② 台湾有事が起こり、日米同盟に基づき自衛隊が米軍の支援を行った場合、中国在住の邦人が危険にさらされる可能性があります。在中国の市民に対し、適切な情報提供などを自治体として行うべきと考えますが、お考えを伺います。
- ③ 市内の企業において、台湾や中国企業と取引のある企業はそれぞれどの程度でしょうか。また、市内の企業を守るためにも、台湾有事によるリスクについて、台湾や中国企業と取引を行う企業に対し、周知する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2、当市の空き家・空き地の現状と対策、課題について。

全国的な人口減少や過疎化などに伴い、人が居住していない「空き家」の増加が大きな社会問題となっております。空き家が長きにわたり放置されますと、周辺地域へ及ぼす影響として、「風景・景観の悪化」、「防災や防犯機能の低下」、「不法投棄の誘発」、「火災の発生の誘発」、「悪臭の発生」など、多岐にわたる問題が発生すると指摘されています。

住民の方々からは「近隣に長い間放置されている空き家があり、家屋の一部倒壊や雑草・樹木等で隣接する住民が迷惑している。害虫の発生や火災が起きないか心配である」あるいは「近隣の空き地は雑草が茂っており、困っている」などの話を聞いております。私が現場を拝見した空き家では、建物はかなりの老朽化が進んでおり、敷地内も雑草が生い茂っているなど周辺の住民の方々

困っている状況でした。あわせて、その空き家は、市の避難道路が隣接しておりますが、長い間、通行不能となっております。所有者については明確にはなっていないようであります。

市内には、このようなケースは多々あると思われませんが、そのまま放置されている場合が数多くあるのではないかと危惧しております。放置されたままの空き家や空き地は周辺の住民の方々にとっては切実な問題であり、住環境の維持や防災・防犯上の観点からも、個々の事案に応じた適切な対策を講じていく必要性を感じます。そこで、以下、伺います。

(1) 当市の空き家及び空き地の現状について。

- ① 当市では、空き家等の実態調査を継続的に行っていますが、空き家数等はどのようになっているのか、伺います。
- ② 空き家及び空き地に対する市民からの意見や苦情などを受け付ける窓口体制と、具体的な対応方法はどのようになっているのか、伺います。

(2) 当市の空き家及び空き地対策について。

- ① 当市も、空家等対策計画が策定されていますが、これまでの成果等を踏まえて、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。
- ② 当市の空家等対策協議会の概要と成果はどのようになっているのか、伺います。
- ③ 特定空家等への助言・指導、勧告、命令または行政代執行の概要と実施件数について伺います。

(3) 当市の空き家や空き地の利活用と移住・起業等の促進について。

- ① 空き家バンク（いえかつ糸魚川）の概要と実績について伺います。
- ② 空き家等を移住・定住促進や企業活動支援、地域づくり支援などへもさらに積極的に利活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3、登録文化財等を利用した地域の観光振興について。

今定例会初日の米田市長の行政報告にもありましたが、11月18日に、国の文化審議会が開催され、糸魚川市内にある3件の建造物を登録有形文化財に登録するように、文部科学大臣への答申がなされました。ご存じのように、えちごトキめき鉄道の市振駅駅舎と隣接するランプ小屋、そして、親不知駅駅舎です。正式には、来年の2月頃に登録の運びとなります。そこで、以下、伺います。

- (1) この3件が、登録有形文化財に登録されることを契機に、市振、親不知地域のさらなる文化振興について、どのように対応するのか、伺います。
- (2) 市振駅、親不知駅を利用した観光振興について、今後の取組を伺います。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

和泉議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目の1つ目につきましては、計画では弾道ミサイル迎撃も対象としており、平時からの備えのほか、武力攻撃等への対処について定めております。

2つ目につきましては、国民保護に関する法律で、都道府県知事が避難施設を指定することとされており、避難施設の基準を満たす市内の施設は、公園等の屋外施設も含め、152施設となっておりますが、地下への避難施設は指定されておられません。

3つ目につきましては、各市などへの直接の影響を想定したものはなっておりませんが、他市町村からの避難住民の受入れのほか、被災自治体への職員派遣などの対応が必要となってくるものと考えております。

2点目の1つ目と2つ目につきましては、台湾有事における適切な情報提供は、国または県で行うものと捉えております。

3つ目につきましては、自社の海外拠点や提携会社があるなど、複数の市内企業が関係しておりますので、台湾有事におけるリスクについては、国や県と連携し、適切な支援に努めてまいります。

2番目の1点目の1つ目につきましては、2年度の空き家実態調査では、空き家は市全体で802件となっており、前回、平成27年度の調査から増加いたしております。

2つ目につきましては、苦情等の窓口は、環境生活課及び能生・青海事務所となっており、市民からの連絡を受け、現地を確認した上で所有者等に対して適正管理の依頼を行っております。

2点目の1つ目につきましては、引き続き利活用を含め、地域などとの連携を図りながら、空き家対策の取組を進めてまいります。

2つ目につきましては、地域からの代表者や弁護士など10名の委員で構成し、空き家等対策計画の策定や空き家施策について、助言をいただいております。

3つ目につきましては、所有者等に対して、文書により適正管理を促し、改善が見られない場合には行政代執行を行っております。本市では、これまでに特定空家など4件に対し、3件の代執行を行っております。

3点目につきましては、増加する空き家の所有者と利用者をつなぐプラットフォームとして、平成29年4月に一般社団法人として発足しており、年平均で新規登録が約40件、成約が約30件あり、4年10月末現在、バンク登録件数は105件であります。

今後も魅力ある情報発信に努め、官民連携を図りながら移住・定住の促進等につなげてまいります。

3番目の1点目につきましては、国指定名勝、おくのほそ道の風景地親不知などと併せて、貴重な文化財を適切に保存するとともに、積極的に情報発信を行う中で観光や教育などに活用してまいります。

2点目につきましては、天険親不知が有する自然、文化財、2つの道の駅など、観光エリアに市振駅及び親不知駅が加わることから、より一層、交通事業者や地域の皆様と連携を図りながら、豊富な観光資源を生かしたツアーの造成、誘客宣伝等に努めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

それでは、2回目の質問をいたします。

1番目の安全保障問題の地域住民や企業への影響についてです。

11月3日にJアラートが新潟県等に発出されましたが、これまでも何回も訓練放送を流しながら、市民に対応してきたところではあります。その訓練の放送のときとは明らかに受け取り方に違いを感じるほどの緊張感と不安を覚える発出でした。

住民の方からは、どこに避難すればよいのか分からない。地下室もないし、建物の中でも、より安全なところが分からない。あるいはどう行動すればいいのか分からないなどの不安の声をお聞きしました。

自治体として、Jアラートの発出時の、これ全国共通の放送の文言ではありますが、その文言だけではなくて、当市民に向けた、より丁寧な対応の避難指示等の必要性を感じますが、いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

竹田消防長。〔消防長 竹田健一君登壇〕

○消防長（竹田健一君）

お答えいたします。

Jアラートが発令された場合には、例えば屋内にいる場合は窓から離れる。また屋外にいる場合は、できれば頑丈な建物に避難していただく。まずは屋外退避等によりまして、ご自身の身の安全を確保していただくようお願いしております。

また、市からの情報につきましては、11月3日の際もそうだったんですけども、安心メール等によりまして、例えば当市への影響の有無、また不審物等がないかという情報提供、これについて配信する対応といたしております。

また、非常に市民の皆様から、分かりづらいといったようなお声もあると私どもは受け止めておりますので、市のホームページ、消防防災から入っていただき、国民保護、そこでご確認いただきたいのと、あと今月12月10日号の広報いといがわで周知する対応を予定しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

当市が主に想定しているミサイル攻撃というのは、当市に直接着弾する場合の想定というよりは、ミサイルの破片とか爆風の影響を想定してるように受け止められます。

最近の報道では、上空で核ミサイルが爆発して、その影響で日本全体の電子機器を破壊することができるEMP攻撃、電磁パルス攻撃といいますが、それを想定した発射訓練を北朝鮮が行ったという報道もされています。今後、こうしたEMP攻撃によって、電子機器や電力インフラが破壊さ

れた場合についても、避難実施要領等に盛り込む必要があるのではないかとお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

竹田消防長。〔消防長 竹田健一君登壇〕

○消防長（竹田健一君）

お答えいたします。

今後、国民保護以外のことにつきましても、事態につきましても想定していかなければいけないのかなというふうに思っております。現在、電磁パルス攻撃自体への対処につきましては、国民保護計画には記載されておりませんが、国・県から情報をいただく中で、所要の改正等が行われましたら、当市におきましても遅滞なく計画の修正等を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

まだ盛り込んでないということですが、現実にはデジタル化がいろんなところで進みますし、それにだけ頼っていると、こういうような攻撃を受けた場合には、糸魚川市はもちろん、全国でそういう支障を来すようなこととなりますので、早めに対応していただければというふうに思います。

次に、今までの流れで、答弁の流れで、当市単独で地域住民への台湾有事でしょうかね、そういうものの情報提供というのは難しいと思われましても、外務省など国の関係機関に対して、市民を含めた国民・企業に対して、適切な情報提供がなされるように働きかけはできないものでしょうか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

竹田消防長。〔消防長 竹田健一君登壇〕

○消防長（竹田健一君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、当市での単独の対応については、ちょっと困難なのかなというふうに思っております。県内あるいは全ての自治体におきまして、共通課題になってくるのかなと。これは想像でございますけれども、適切な情報提供がなされるよう、あくまで県を通じまして働きかけていきたいかなというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

外交や国防は、国の専権事項であることは、これは十分承知しております。

ただ、有事の際には、不利益を被るのは、国民であり、当市の住民でもあります。当市においても、住民の生命や人権、財産を守るべく最大限の努力を行うと同時に、国や県に対して適切な働きかけを行うことは大変重要なことではないでしょうか。

市長におかれましても、持ち前のリーダーシップを遺憾なく発揮していただき、日本としての喫緊の課題である安全保障に対して、糸魚川市の長として最大限に取り組んでくださるようお願いしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

確かに市民の安全を守るのは、糸魚川市として、また首長として当然だと思っておりますので、これは人ごとであるというような感覚ではなく、私も緊張を持って、それに対して対応していきたいと思っておりますし、また、県・国のほうにそういった地方の緊張をしっかりと伝えながら、どう対処するかというのもやはり大きな課題であるということ伝えていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

ありがとうございました。

次に、2番目の空き家・空き地の現状と対策、課題についてです。

全国的にも少子高齢化に伴って、空き家が増加しています。当市においても空き家等に関する苦情や意見への対応をしているという答弁でしたが、差し障りのない程度で、その内容をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えいたします。

今ほどご質問の中で、議員のほうからも少し内容を重なる部分ございますけども、申し上げます。

1点大きいのは、空き家の屋根から瓦が落ちる可能性がある。また、軒先に蜂の巣ができて、蜂が入り出している。隣の空き家の庭の草木が境界をはみ出している等々の苦情が寄せられていて、その都度、私どものほうで現場に出かけて対応しているということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

空き家の件数については、当市だけではなくて、全国的に増加傾向があつて、深刻な問題となっているわけです。

ただ、空き家の中でも非常に危険度が高まってくる特定空家についてですけれども、当市におけるその数をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

今現在、認定しているものはございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

実際に生活していて感じるのと、今ゼロであるというのには、結構大きな差があるなというふうを感じるんですけど、それでは、特定空家に認定するまでにどのような手順を取って行われるのか教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法というものがございまして、こちらのほうで認定をすることになっております。具体的には、市民の皆様からの通報等を受けて、該当の空き家の外観目視を行っております。この際には、国交省が示しているガイドライン、手引きがございまして、そちらのほうで点数をつけている。その点数が100点以上、また、周辺環境を見る中で、悪影響を及ぼす可能性であったり、危険等の切迫性を総合的に判断しながら認定をしていくということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

今度は、その空き家を解体するなり、また、一步進んだような手続をしていく場合に、その空き家の相続人が不明の場合とか、あるいはいない場合の措置、あるいは逆に、相続人がたくさんいて、空き家の取扱いが決められないような場合は、行政としてはどのような対応となるのでしょうか、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

相続人が不明で、所有者が確知できないという言葉になりますけども、これにつきましては、今ほど、先ほど申しあげました危険等の切迫性など、状況を把握しながら、最終的には所有者等がおりませんので略式代執行ということで、その内容、例えば危険を除去するという修繕程度で済むのか、それともまるきり解体をするのかということも含めて判断していくということになります。

また、相続人の方々の多数でということですが、こちらにつきましては、私のお話になりますので、私どものほうとしては、立ち入っておりませんで、相続人の中でその点お話をいただくように助言をしているという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

不明の場合には、略式代執行ということですが、相続人が多数でなかなか決まらないという場合には、大体その相続人の中でいろいろやり取りあると思うんですね。その中で、相続人が決まったとしても、私は相続する気はないよという、相続の意思がない場合という状況も想定されるんですけども、そういう場合には、どのように対応されるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

私どものほうから相続人の方々を調べて、お話しさせていただいたときにも、そういったようなお話、いただくときでございます。そういったときには、空き家の状況、これは写真等でお知らせしているわけでありまして、その対応の必要性をお伝えする中で、さらには相続の意思がないというふうに意思表示された場合には、相続放棄の手続きをしっかりといただくということで、説明をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

空き家にしておく理由というのは、これは国交省が調査しているわけですけども、その理由の中には、やはり解体により固定資産税が高くなるという、そういうことが理由の一つに上げられています。これに対する制度の概要を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

川合市民課長。〔市民課長 川合三喜八君登壇〕

○市民課長（川合三喜八君）

住宅が建っている場合は、その土地と家屋について固定資産税が課税されております。家屋を解体、取り壊した場合は、もちろん家屋の課税がなくなります。

一方、土地につきましては、住宅が建っておれば住宅用地の特例というのがございまして、1つの敷地が200平方メートルまでが小規模住宅用地と申しまして、課税標準額が評価額の6分の1になる特例がございまして。また、200平米を超えて住宅の延べ床面積の10倍までが、一般住宅用地と申しまして、課税標準額が評価額の3分の1になるという特例がございまして。

よって、住宅を壊した場合、非住宅用地ということで、これらの特例が適用外ということになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

私もいろいろ調べたりして、これは分かっていたんですけども、これをやはり市民の方に情報提供するかしないかというのがやっぱり難しいところで、はっきり説明してしまうと、そしたらもうそのままにしておきますよみたいな、非常に痛しかゆしの内容だと思うんですけども、それをやはり今後、行政としてというか、国全体の法律というか、そういうものにのっかって動いているわけなので、なかなか当市単独ではできないとは思んですけども、やはりそういうような費用がかかり過ぎるといふところの市民の方の意見をまとめながら、よりよい方向に持っていけるようなそういう施策を考えていただいて、県や国へ働きかけていただければというふうに思います。

結局、空き家の所有者や相続人も、空き家を放置したくなくても、やっぱり維持管理が大変だということ、苦慮しているということが推察されるんですね。

先ほども言いましたけど、国交省が令和元年の空き家所有者実態調査をしたところ、所有者が空き家にしておく主な理由は、やはり解体費用をかけたくないということと、好きなときに利用や処分ができなくなるとか、先ほど申し取り壊すと固定資産税が高くなるとか、あるいは空き家を利活用するために他人に貸すということに対しての不安があるなど、非常に理由も多岐にわたっていますけれども、個々の所有者の考えをやはり自治体がそれぞれ把握していただいて、対策を図ることも大切なことではないのかなというふうに考えます。

それで、特定空家に認定された場合に、段階を経て行政代執行に行くわけですけども、その解体費用については、どのように請求するのでしょうか。特に所有者や相続人等がない場合は、どのような対応をするのでしょうか。お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えいたします。

代執行を執行した場合、こちらは所有者・相続人の方へ解体経費の通知をまずお送りします。その後、解体費用の支払いについて協議をさせていただくという手続になります。最終的には、納入通知をして、お支払いいただくという流れであります。

また、所有者・相続人等がない場合、こちらにつきましては、いわゆる略式代執行という形になりまして、解体費用は行政の負担ということがございまして。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

このやはり解体費用をどこが負担するのかというのもやはり大きな問題で、解体しました、相続人に通知をして、いやおら払わんよという話とか、逆に相続人等がない場合は、略式代執行で解体費用は行政が全額負担する。こういうようなことがやっぱり市民の人が分かっていると、そしてたら何か壊し損だよというようなこともありますし、逆に行政のほうは、どうしてもそういう危険を伴う空き家ですから、壊さないわけにはいかないというような、そういうような形で市民の受け取り方も様々で、やっぱり払い損したくないよなという方向にどうしても人間の心理は動いてしまうと思いますので、これもまた非常に大きなテーマかなというふうに思います。特に今まで答弁聞いてますと、特定空家に認定されるまでは、かなり時間を要するように受け止めています。

ただ、認定に至るまでの過程と実際に近隣にお住まいの方の感じ方には、先ほども申しましたけど、かなり乖離があるというふうに思われます。特に一部倒壊のおそれ、もしくは倒壊していることによって避難道路が通行不可能になっている状況は、地域の防災上の観点においても心配の度合いが増す要素ともなります。この避難道路は、私が伺ったところは市道なんですよ。その市道なんですけども、総合的に避難道が市道で、そこが、いざ避難しなきゃいけないときに使えないという、常時そういうふうになってるわけですから、こういう問題もやはり解決していかなくちゃいけないと思います。

ですから、総合的に検討して、早急に対応する必要があるというふうに思います。そのような状況に対応できる体制づくりをやはり横断的に全庁舎内で構築していただいて、一日でも早い対応を強く要望します。やはり日々その土地で暮らしている方の感じ方というのも、積極的に加味していただいて、よりよい方向で解決していただきたいというふうに思います。

次に、空き家等を移住・定住の促進のためにいろいろと情報提供しておられますけども、先月、私、総務文教常任委員会での委員として、石川県の能美市と福井県のあわら市を視察しました。そのときに、両市とも自治体では移住・定住の促進に向けて、当市よりも多額の補助金等を支給していることを知りました。

先日も、私が住んでいる市振地区に朝日町から、移住・定住促進に関わる補助金の案内チラシが各家に配付されました。どこの自治体においても人口増に向けて、1つの戦略と考えて施策が行われています。

当市としても、いろいろな施策を行っておるわけですけども、そういう他の自治体が行っている積極的というよりも戦略という言葉、そういう担当部署もあるようですけど、そういうような、より効果のある施策を考えていかなければならないというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

中村企画定住課長。〔企画定住課長 中村淳一君登壇〕

○企画定住課長（中村淳一君）

お答えいたします。

総務文教常任委員会の視察に、私も同行させていただいたところでございます。視察した2市ともに、今ほど議員おっしゃったとおり移住・定住の促進事業に非常に力を入れていると。また、ターゲット、対象を明確に絞って取り組んでいるといったところを感じさせていただいたところでございます。

ご指摘のとおり当市におきましても、人口減少対策は大変重要な課題と捉えておりまして、空き家の取得改修事業の支援につきましては、空き家の利活用と、それからUIターンの促進といったところを結びつけて、官民連携で取組を推進いたしているところでございます。

引き続き、今ほどの他市の事例なども参照しながら、当市にとって取り得ることのできる施策、移住・定住施策というのを検討しながら、また、当市の魅力を効果的に伝えて、移住後も糸魚川暮らしといったところを楽しんでいただけるような施策といった形で展開をしまいたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

全国的にこういう空き家が増えているという傾向は、どの自治体もやはり大きな課題で、悩ましく問題だというふうに思います。一番いいのは、解消するための特効薬があればいいんですけども、やはり実態に即したような形で、その対策をやはり自治体として考えていくべきだというふうに思います。

それで、私も例えば東京都の世田谷区とか徳島県の神山町という自治体の成功例、事例を持っておるんですけど、時間の関係で紹介はちょっとできないんですが、そういう他市の先例事例を、先進事例を研究していただいて、当市の空き家対策に生かしていただきたいなというふうに思います。

結局は、その空き家の利活用なんですよ。例えば高齢者のデイサービスとか、あるいは幼児の集まる場所とか、そういうのに利用したりとか、喫茶コーナーとかというようなことで、世田谷区は規模が大き過ぎるので糸魚川市の比較にはならないですけど、徳島県の神山町というのは、5,000人ぐらいしか人口いないんですけど、グラフ見るとちょっとずつは下がってますけど減少傾向がちょっと微減というか、そういうことにもなってますので、そういう先進事例を参考にいただければというふうに思います。

それでは、3番目の登録有形文化財についてに移ります。

この登録有形文化財は、全国に1万3,500件以上あります。そのような状況下で、新たに加わるこの3件を合わせて、糸魚川市は11件の登録有形文化財を有することになります。これまでの情報発信等を踏まえて、より有効な利活用を今後お考えであるかどうか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山本文化振興課長。〔教育委員会文化振興課長 山本喜八郎君登壇〕

○教育委員会文化振興課長（山本喜八郎君）

お答えいたします。

これまでの情報発信を踏まえて、より有効な利活用ということでございますが、市といたしましても所有者と連携を図りながら情報発信をすることで、有効な利活用を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、今回登録となりました3件の鉄道遺産につきましては、市振・親不知地域ということで、周辺の文化財も大変豊富でございますので、そういった他の文化財と連携を図る中で地域を回遊するような看板等を設置したりですとか、文化財を巡る歴史講座などを実施する中で、有効な利活用を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

文化振興課では、やはりそういうふうに考えられているということですが、やはり目に見えたような形で示していかないとなかなか進まないというような、これまでもそういうような、あえて苦言を呈させていただきますけど、そういうような感じがあります。資料等に関しても、なかなか変わって、時々刻々と移り変わっていくのにタイムリー性がないというか、そういうような資料がたくさんありますよね。せつかくこれだけ観光資源があるのに、やっぱり印刷とかそういうようなもの大変さというのものもあるんでしょうけど、やっぱりタイムリーに変えていかないと、本当に一期一会でこの糸魚川の地に来られる方が結構いらっしゃると思いますので、そういう方向への対応という観点で対応していただければなというふうに思います。

それでは、商工観光課のほうとしては、今後これらの登録有形文化財等を含めて、観光振興としてどのように生かしていこうと考えておられるのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大西商工観光課長。〔商工観光課長 大西 学君登壇〕

○商工観光課長（大西 学君）

お答えいたします。

先ほどの市長答弁、また、今ほどの文化振興課長の答弁にもありましたとおり、親不知・市振地区には、天下の険 親不知をはじめ、親不知レンガトンネル、おくのほそ道ゆかりの史跡、山姥の里 上路など、数多くの見どころが点在しておりますので、今回登録されました2つの駅を、それらを観光資源と組み合わせた誘客宣伝に一層努めてまいりたいと考えております。

つきましては、地元や交通事業者と連携を図る中で、地域一帯を周遊してもらえるようなツアーの造成等により、観光誘客につなげていきたいと思っております。

また、今ほど和泉議員おっしゃるように、タイムリーな情報提供のほうに努めてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

登録有形文化財に関しては、市長答弁をはじめとして、担当部署から交通事業者と協議というか

連携してというふうなお答えいただきましたけど、やはり地元を通っているえちごトキめき鉄道、市振・親不知ということになれば、日本海ひすいラインの列車を利用して当地に訪れるということになるんですけど、この列車の時刻というの、期間ごとによりますよね。そういうようなこととして、やはりいち早く情報をキャッチしないと、どうしても乗り遅れてしまうようなことになってしますので、そういう交通事業者との連携を図るということに対しては、いかがお考えでしょうか。都市政策課、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

当然、相手は民間会社など公共交通の事業者ですので、今ほどの観光利用に関しては、私どもが担ったり、観光協会が担ったりする、その辺の間に立って、なるべく列車のダイヤというのはかなり早い段階から組まれたりしますので、その辺の下打合せの調整ですとか、もう一点は、地元の方にはかなり頑張って、観光急行なりで来たお客さんとか大糸線で来たお客さんにいろいろおもてなしをしていただいとるところがあります。非常に感謝しておるところなんですけど、例えばそういう方からもうちょっとこういうことをやってみたいんだけどなというような、そういうニーズというカリクエストみたいなものを聞かせていただいて、そういう会社と地元との間に立つということも、私たちの行政の役割の一つであるかというふうには私は考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。

○13番（和泉克彦君）

最後に、私の意見を述べさせていただきますが、おととい、今年、鉄道イベントでご縁をいただいた群馬県の友達から、今週末、糸魚川市を訪れると連絡をいただきました。その際、市振や親不知も訪れたいということでしたので、ちょうど時間は午前中ですけど、時間をやりくりしまして、私の拙い案内ではありますが市振、親不知、そして糸魚川の市街地内を巡りました。糸魚川市中心部は、フォッサマグナミュージアムにお連れしたりしましたが、今回、答申された3件の登録有形文化財となる市振・親不知地域には、歴史的にも文学的にもその他の分野においても大変価値のあるところが点在しています。それらを群馬の友達、親子なんですけど、案内しながら、この地域を全国や外国の方々にも広く知っていただくためのコースなどをあれこれ考えながら巡りました。いろいろなことを確認することができましたし、有意義な時間を過ごすことができました。

先ほども地元の鉄道、えちごトキめき鉄道というふうにお話ししましたが、そこではイベント列車、雪月花とか観光急行が走っていて、それを利用する県内外の方で、糸魚川市とか上越地域を訪れる方々が絶えない状況ですよ。特にコロナが落ち着き始めてからは、糸魚川駅の自由通路は人でごった返していたりとか、週末特にですけど。そういうことです。

それに合わせて、大糸線もやっぱり存続の危機があって、何とか乗ってもらいたいなど。本当は自分自身が乗らないといけないと思うんですけど、ただ理想だけ言っても駄目で、まず自らということだと思んですけど、でもその大糸線も、やはり利用される方も数が少しずつやっぱり増えてるというふうにあります。これをやっぱり捉えて、観光振興等に結びつけて行かなきゃいけないとは思ってますね。

特に観光急行は、12月の時刻表を見ると、もう来年の1月3日までしか書いてないんですよ。運転日注意ということが、ただし書で載るんですけど、もう今年12月と年末年始、年が明けた1月3日までです。それから3月のダイヤ改正まで、観光急行は運休です。

それで、やはりダイヤ改正というのは、毎年3月に頻繁に行われるんですけど、これは絶対3月にやらなきゃいけないということではないんですが、やはり人の流れの変化が大きい3月に各鉄道会社が事前に情報を持ち寄って、調整して3月のダイヤ改正、大改正というのが行われるんですよ。ですから先ほど都市政策課の課長もおっしゃいましたけど、ダイヤというのは、時刻表は1か月前に出ますし、そのダイヤの大まかな変更というのは、その前にまたリリースされますので、そういうような、要するに観光急行だけではないですけど、特に観光急行が休んでいるこの冬の期間に新しい取組というか、そういうものを考えていただければなというふうに思います。

群馬県の安中市で、電動カートを使って、その電動カートに古い電気機関車のイメージした、そういう乗り物を造って、レールを走らせる。これコロナ3年目になりますけど、その頃からもうやってるんですよ。ですが、コロナだから動けないというのではなくて、コロナが落ち着いて、下火になってきたときに、いざどうやって動くかということもやっぱり観光振興に非常に大事なことだというふうに思います。

ですからアンテナをたくさん張り巡らせて、一刻も早いそういう情報収集に努めていただければというふうに思います。それが結局、観光振興と2番目の質問をさせていただいた空き家問題、移住・定住、それらを組み合わせて、より積極的な戦略的な施策を打ち出してもらって、糸魚川市の人口増加に反映していただきたいというふうに考えます。どうかよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、和泉議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

関連質問なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時20分といたします。

〈午後2時09分 休憩〉

〈午後2時20分 開議〉